

「令和6年度外国人材マッチング支援業務」に関する質問回答

令和6年1月31日

No	募集要領・仕様書 関連箇所	質問	回答
1	仕様書5(2) 本業務の支援対象	対象の在留資格は原則として「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」とあるが、技人国のみを対象としても良いか？	技人国のみを対象とすることは認められません。
2	仕様書6(1) 企業等と外国人材 のマッチング	紹介可能な人財の国籍は1か国(例えばネパール人)のみでも問題ないか？	「外国人材バンク」に登載する外国人材の国籍の数については条件はありませんが、1か国のみに限定するよりは複数国の方が望ましいです。
3	仕様書6(1) 企業と外国人材の マッチング	データベースに関して、当社既存システムの使用で問題ないでしょうか。	受注者の既存のシステムを使用することは可能ですが、業務完了時に「外国人材バンク」及び「企業バンク」の登録データを成果品として納品する必要があります。
4	仕様書6(1) 企業等と外国人材 のマッチング	Japal人財情報も外国人材バンクに求職者情報として入力出来るのか？	外国人材バンクに登載いただくことは可能ですが、外国人材バンクへの登載について、対象者の承諾を得る等の措置を講じてください。
5	仕様書6(2) 相談窓口の設置	業務委託の履行場所は、宮城県内とあるが支店にスタッフ不在の場合があっても良いか？例えば企業相談窓口の運営は常設で対面でないといけないのか。(オンライン窓口対応でも良いか)	相談には電話、メール等を使用するほか、来所及び訪問により対応する必要があります。詳細については仕様書6(2)に記載のとおりです。
6	仕様書6(3) 企業向けセミナー	企業向けセミナー2回ということですが、参加企業数を教えていただけますでしょうか。	令和4年度事業の実績は次のとおりです。 オンラインで3回開催。視聴数累計111回(企業数は不明)
7	仕様書6(6) 合同企業説明会	今年度の合同企業説明会の目安が1回15社程度、外国人材100人程度とのことですが、昨年実績はいかがでしたでしょうか。	令和4年度事業の実績は次のとおりです。 第1回(対面) 企業15社 外国人材164人 第2回(対面) 企業12社 外国人材63人 第3回(オンライン) 企業18社 外国人材105人
8	仕様書6(7) 企業訪問ツアー	企業訪問ツアーの実施に関して参加する外国人参加者をどうするか？	参加者の募集についても受託者において募集・確保いただく必要があります。
9	仕様書6(9) モデル企業選定	モデル企業の選定は当社で既に取り引のある企業という認識でしょうか。それともそれ以外で5社見つけるという認識でしょうか。	仕様書6(9)の要件に合致する企業であれば、受注者で既に取り引のある企業であるかどうかは問いません。
10	仕様書6(10) 特設ホームページ	WEBページの中の下に記載がある「協力」として記載のある企業や自治体、大学からはどのような協力を受けていたのでしょうか。	チラシの配布や団体HPへの掲載、企業及び学生への周知協力等の実績があります。
11	仕様書6(10) 特設ホームページ	昨年実績につきまして、特設ホームページのPV数について教えていただけますでしょうか。	令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)の総PV数は11,080回でした。
12	仕様書6(10) 特設ホームページ	特設HPの運用とあるが、具体的な内容はどのような事か？	仕様書6(10)に記載のとおりです。
13	仕様書6(11) インターンシップ	外注することは可能でしょうか。	受注者は委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとします。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではありません。
14	仕様書6(11) インターンシップ	インターンシップの対象業種はありますか？	外国人材に魅力的なインターンシップの受入先候補として、多くの業種を網羅していることが望ましいと考えます。また、インターン生が単純作業等に従事することがないように配慮願います。
15	仕様書6(11) インターンシップ	当社もインターンシップの受入先とカウントすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
16	全般	当社は大阪に本社がある会社であるが、宮城県内の企業とチームで公募提出しても良いか？	募集要領第2-1のとおり企画提案に応募できるのは宮城県内に事業所を有する法人です。複数事業者による共同提案については募集要領第2-9のとおりです。
17	全般	人材サポートセンターの運営は？	サポートセンターの運営については今後公募にて受託事業者を決定します。
18	全般	委託業務が1~12とあるが、これら全部を受託することは必須条件か？例えば11だけできないという場合でもOKか。	すべての業務を受託することが必須です。
19	その他	ご請求につきまして、一括でのご請求ではなく分割でのご請求とさせていただくことは可能でしょうか。	受注者は委託業務完了後、業務完了報告書を発注者に提出し、検査に合格した後で委託金の支払を請求することができます。ただし、受託業務遂行に当たって必要があるときは、受託金額の10分の7を超えない額の前金払の支払を発注者に請求することができます。